

(2026年5月27日付 26a00259 として公告した案件を再公告するもの)

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：バングラデシュ国ガス供給最適化及び排出抑制プロジェクト【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国ガス供給最適化及び排出抑制プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号：26a00538

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年7月1日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国ガス供給最適化及び排出抑制プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2029年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。

- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 7月 7日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 7月 8日 12時まで
3	質問への回答	2026年 7月 13日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 7月 27日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 8月 5日 まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EjyHTjFvej>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルに分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達

部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	パイロットプロジェクト実施のためのデジタル化システムの構築の作業概要	第3条 実施方針及び留意事項 2.（2）デジタルライゼーションについて
2	カーボンクレジット取得のためのMRV計画を含む削減プロジェクト	第3条 実施方針及び留意事項

		2. (3) パイロットプロジェクトの実施について
3	関係者間の効果的で効率的な連携の仕組み	第3条 実施方針及び留意事項 2. (5) 実施体制・合意形成について
4	人事、組織、法務、TSO運営の知見のある業務従事者の配置	第3条 実施方針及び留意事項 2. (8) 業務従事者の配置について
5	ガスセクターの人材定着のための人材開発モデル	第3条 実施方針及び留意事項 2. (9) 人材定着について
6	本邦研修の内容	第4条 業務の内容 2. (2) 本邦研修・招へい

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと

考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年7月
- ・ RD署名：2026年3月30日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本技術協力の特徴

JICAは、技術協力プロジェクト「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト（以下、「デジタル化技プロ」という。）」を2020年2月より開始している。本プロジェクトでは、デジタル化技プロにて策定支援したガスネットワーク資産のデジタルデータを活用したデジタルプラットフォーム（ガス供給の上流（供給）から下流（需要）まで統合的な管理・運営を可能とするデジタルシステム）の構築を目指す（デジタル化技プロ詳細は配付資料「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト 事業完了報告」を参照）。システム整備と並行して、同システムを活用して実際のガス供給の管理運営を

担うガス中央供給指令所（Gas National Load Dispatch Center：GNLDC）が望ましいとされており、GNLDC整備に向けた支援も実施する。また、当国では、ガスネットワークシステムからのメタン漏出が課題となっているなか、技術的困難性等から実際の漏出量が把握出来ない現状に対し、本プロジェクトを通じてメタン漏出量の定量化を試みる。受注者は、本プロジェクト終了後もカウンターパート（C/P）主導でデジタル化システムの構築及びメタン漏出削減に向けた取組みが継続的になされるよう、具体的な方策や仕組みづくりをC/Pと協議のうえ、片方向とならない提案を行う。

（２） デジタルイゼーションについて

本プロジェクトは、ガスネットワークインフラのデジタル化による運用最適を目的に、同インフラに関する「デジタルプラットフォーム」の構築を目指す。「デジタルプラットフォーム」は、大きく「①デジタルデータプラットフォーム（収集・蓄積されたガス供給に関するデジタルデータ基盤）」と「②システム運用プラットフォーム（既存のシステムも含めたガス供給に関する夫々のシステム／データの連携基盤）」から構成される。本プロジェクトでは、「①デジタルデータプラットフォーム」に関し、先行案件であるデジタル化技プロで構築支援されたガスネットワークインフラの資産データのデジタル化の継続支援を柱とするが（詳細は配付資料「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト 事業完了報告」3.4.1成果1に関する内容を参照）、その他データ（Metering Data Management Systemのデータ等）の構築支援も含む。また、「②システム運用プラットフォーム」に関しては、各種システム間のデータ連携を見据えた基盤構築計画を主とし、パイロットプロジェクト実施のための一部システム開発（資産管理ソフトウェアとSCADA、制御システム等の連携）についても実施する²。「デジタルプラットフォーム」構築にあたっては下記の点を考慮する。

- データアーキテクチャの作成：プロジェクト開始後半年以内に、C/P と協議のうえ、ガスネットワークインフラにおいて、効率的で一貫性のあるデータ環境を整備するためのデジタルプラットフォームに関するデータアーキテクチャの作成を行う。作成されたデータアーキテクチャは、本プロジェクトの全体像の把握、ゴール設定に関するプロジェクト関係者の共通認識の土台となり、プロジェクト終了後も指針となる。
- システム開発：「デジタルプラットフォーム」のシステム設計・テスト・運用に向けた、要件定義までの企画フェーズのみを原則、実施するものとする。そ

² R/D等を参考に、システム開発の作業概要についてプロポーザルで提案すること。

の際、システム開発や保守運用等、企画後のフェーズの方向性についても十分な検討を行う。また、「活動 1-4 : Bakhrabad—Demra パイプラインにおける防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクトの実施」（詳細は配付資料「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト 事業完了報告書」3.4.1 成果 1 の CP モニタリングデータとデジタル化システムの連携を参照）及び「活動 2-4 : メグナガット Regulating and Metering Station (RMS) における遠隔メータリングのパイロットプロジェクトの実施」（詳細は配付資料「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト 事業完了報告書」3.4.3 成果 3 の活動 3.7 を参照）のために必要な、既存のデータマネジメントシステムや SCADA、高度制御システム等の連携のための設計、テスト、実装のシステム開発を実施し、事前にユースケースの作成を行う。

- 利用ソフトウェア：ガスネットワークシステムの資産管理ソフトウェアについては、先行案件であるデジタル化技プロで利用した GE 社製の Smallworld の活用を想定するが、C/P との協議や、デジタルプラットフォーム構築にあたって他システムとのデータ連携や拡張性等を考慮し、大規模ネットワークインフラ事業者向けの資産管理システムの各ソフトウェアと十分な比較検討を行ったうえで選定する。また、本プロジェクト実施にあたり必要となるソフトウェア等があればプロジェクト内で検討する。
- デジタルデータの所有権：本プロジェクトを通じて構築されるデジタルデータを含む「デジタルデータプラットフォーム」については、データ所有者、管理・運用者等のデータ関係者を整理のうえ明確にし、事業完了後のデータ活用・運用体制について、C/P 及び発注者と協議の上、事前に合意をする。その際、現地の法規制やデータセキュリティについても留意する。
- サーバー：合意文書に記載のとおり、当国はクラウド利用を促進していることから、本プロジェクトが想定する「デジタルプラットフォーム」についてもクラウド上での構築を想定する。クラウドについては、C/P 側で本プロジェクト開始までに利用契約締結予定であるが、導入初期段階ということもあり、本プロジェクト実施にあたり、オンプレミス環境からの移行について必要となる作業があれば検討する。また、パイロットプロジェクト実施時等クラウド活用にあたっての C/P 側との責任分担等について、プロジェクト開始後初期に明確化し、パイロットプロジェクトが円滑に実施されるように調整する。
- デジタル化政策との整合性：当国は、国全体でデジタル化の変革を進めているとともに、プロジェクトの開始前後で新政権への移行が予定されていることから、関連政策や政府の動き等、本プロジェクトに影響を及ぼしそうな外部環境

の変化について逐次情報収集に努める。また、ガスネットワークシステムのデジタル化がそれら政策や潮流と、ソフト・ハード双方で整合性が取れるよう留意し、要すれば発注者に報告のうえ、活動内容への反映を検討する。

（３）パイロットプロジェクトの実施について

本プロジェクトでは、ガスネットワークシステムのデジタル化による管理運用の一環として、①Bakhrabad－Demraパイプラインにおける、防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクト（活動1-4）及び、メグナガットRegulating and Metering Station（RMS）における遠隔メータリングのパイロットプロジェクト（活動2-4）を実施する。加えて、ガス供給設備からのメタン漏出量の定量化のため、特定地域においてメタン定量化カメラを利用した測定及び、測定結果に基づいたカーボンクレジット取得のためのMRV計画を含む削減プロジェクトの策定を行う³。メタン漏出量測定のための対象ガス供給設備（バルブステーションを想定）については、漏出量のインパクト等を踏まえ、事業開始後に発注者及びC/Pと協議の上決定する。パイロットプロジェクト実施にあたっては、工事実施時の費用負担、責任範囲、既往設備への影響等何らか発生した場合の責任の所在等について問題となる可能性がある。過去の実施事例をC/P等にヒアリングのうえ、パイロットプロジェクト実施前の早い段階で具体的な内容について明確にし、関係機関と調整する。尚、本パイロットプロジェクトについては、仕様決定、結果に関する分析、レポート作成まで一貫してコンサルタントにて実施するが、実施にあたり必要となる機材調達や据付業務等については再委託契約による実施を認めるものとする。

（４）指標設定について

本プロジェクトの上位目標の「指標及び目標値」のうち、対象となるバルブステーション（City Gate Station（CGS）、Town Border Station（TBS）、District Regulating Station（DRS））については、事業開始後直ぐに調査の上、C/P及び発注者との協議を踏まえて事業開始後6か月を目安に設定する。原則、確認可能な全てのバルブステーション（CGS、TBS、DRS）を対象とする想定だが、対象外とするバルブステーション（CGS、TBS、DRS）がある場合には、その理由とともにC/P及び発注者と事前に確認する。また、プロジェクト目標の「指標及び目標値」のうち、「全バルブステーションのうち、XX箇所の漏出確認が行われる」については、対象となるバルブステーションについて、事業開始後直ぐに調査のうえ確認し、適切な値について、C/P及び発注者との協議を踏まえて事業開始後1年以内を目安に設定する。プロジェクト期間中、上位目標及びプロジェクト目標の達成に向けC/Pへの働きかけ等実施すると

³ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

ともに、C/Pの取組み状況等、同指標の達成見通しについて事業開始後継続的に確認し、懸念事項等発生した場合には受注者に適時適正に報告のうえ、対応について検討する。

(5) 実施体制・合意形成について

本プロジェクトでは、Petrobanglaに加え、ガス輸送会社、全配ガス会社と、関係機関が多岐に渡ることから、プロジェクト実施にあたり、意見集約、合意形成を丁寧に実施する。また、GNLDC設立に向けて、既存のガス関連機関間の契約やタリフ設定、支払フロー等について抜本的な変更検討を伴うため、当国エネルギー規制機関である Bangladesh Energy Regulatory Commission (BERC) の関与が必須となる。BERCは実施機関には含まれないが、JCCを構成する一員となり、ワーキンググループ (WG) メンバーに含める想定となることから、GNLDCの体制構築に向けた活動に置いて十分な関与を担保する。各WGメンバーは、C/Pにてアサインされる予定だが、活動内容により追加が適切と考えられる機関があればC/Pと検討する。業務実施にあたって、実施機関の監督官庁である電力エネルギー鉱物資源省 (MoPEMR) エネルギー鉱物資源局 (EMRD) と、受注者にて調整のうえ定期的な活動内容についての報告を行い、今後の活動内容等も踏まえ共通認識の醸成を図る。また、WGやJCCを中心として、上記の関係機関以外の当国関係者とも本業務に係る情報・進捗共有ならびに共通理解・合意形成が適切に行われるよう留意のうえ、関係機関の関与を担保し、実務レベル、幹部レベルを含め丁寧に合意形成を行っていく。加えて、調査の分析結果や関係者との議論内容、次回以降の業務に向けた課題や先方への依頼事項などを整理し関係者に事前に共有する等、幅広い関係者間での合意形成が効率的になされるよう工夫のうえ活動する⁴。

(6) 他開発パートナーのプロジェクトとのデマケーションについて

本プロジェクトの活動対象となるガスネットワーク関連の分野については、世界銀行 (WB) やアジア開発銀行 (ADB) が類似のプロジェクトを実施中である。本プロジェクトにおけるパイロットプロジェクトやメタン漏出量の定量化調査の実施にあたっては、WB及びADBのプロジェクトの実施内容を踏まえ、双方のプロジェクトで重複が無いよう留意する。また、本プロジェクト開始後、受注者はWB、ADB含め他開発パートナー／実施コンサルタントと、実施中のプロジェクトについて密に情報交換を行い、逐次状況の把握に努めるとともに、関連するプロジェクトのプロジェクトレポートをC/Pより入手し、本プロジェクトへの影響や連携、双方のプロジェクトの相乗効果の拡大を検討する。

⁴ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

(7) 当国における JICA の他事業との連携

発注者は当国において、エネルギー分野における複数の有償資金協力、技術協力事業を実施しており、本事業においても、これら他事業とも密に情報共有・連携し、効果的協力を展開する。上記2. (3)に記載のパイロットプロジェクトの対象選定のように、既往有償資金協力事業で整備された／されているガス火力発電所やガスパイプライン等が本プロジェクトを通して関連付けられる場合には、開発効果の最大化に向け積極的な活用を行う。また、本プロジェクト開始後は、実施中の他事業の実施コンサルタントチームと情報・意見交換のうえ、活動実施にあたり連携を取る。本プロジェクトでは、ガスネットワークシステムのデジタルシステム構築に向け、円借款の活用の可能性も踏まえ、必要となる資金協力について検討を行う（活動4-3）。同検討にあたっては、発注者と事前に十分な検討・協議を行うとともに、C/Pから資金協力のコミットと誤解されるようなことのないよう留意する。本プロジェクト期間中に、ガス関連分野の無償資金協力が形成され、機材供与がなされた場合には、同無償資金協力を通じて供与された機材について、本プロジェクトでの活用を検討するとともに、同機材の運営・維持管理体制の構築支援、モニタリングを併せて実施する。さらに、事業実施期間中の活動を通じて当国における円借款、技術協力、海外投融資、無償資金協力、民間連携事業の候補となる案件が特定されれば発注者に提案すること。これら案件や今後の協力の方向性などに関し、日本政府から意見を求められた場合は協議資料の作成や協議の場での助言などに協力する。

(8) 業務従事者の配置について

本プロジェクトでは、GNLDCのアイデアに基づき、既存のガス関連機関間の契約や料金体系、支払フロー等ガスセクターの運営体制の抜本的な見直しを提案するものとなる。同活動にあたっては、ガス供給システムに関する技術的知見のみならず、人事、組織、法務と言った分野の知見が不可欠となることから、同分野の専門的知見を有する業務従事者を配置する⁵。また、GNLDCのアイデアは、欧米等の先進国で導入されているTSO（Transmission System Operator）に基づいたものとなっており、日本には存在しないシステムとなる。そのため、日本国内のガス事業運営に限らず、諸外国におけるTSOとしての専門的知見・経験を有する業務従事者を配置する⁶。

(9) 人材定着について

本プロジェクトでは、ガス供給システムの安全管理能力向上のため、活動の一環と

⁵ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

⁶ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

してTraining of Trainers（TOT）を実施する。TOTの実施に当たっては、実習を含む講義やワークショップ等の実施のみならず、トレーナー育成のための戦略／計画を事前に作成のうえ、同戦略／計画に基づいて実施する。また、ガスセクターでは人材の定着が課題となっていることから、TOT実施に併せ、同セクターで人材の定着が図られるよう、人材開発／育成モデル（認定制度等）といった対策について提案する⁷。その際、ガスセクター体制の見直しとも整合性を取る。

（10）ジェンダー主流化について

本プロジェクトは、「GI（S）（ジェンダー活動統合案件）」として分類されており、プロジェクト活動へのC／P機関からの女性参加及び本邦研修への各回1名以上の女性参加により、女性技術者の能力強化を図る計画となっている。C／Pメンバー選定時や、ワークショップ／セミナー開催時、日々のプロジェクト活動実施の際に積極的な女性参加をC／Pへ促す。また、本邦研修実施時には、事前に研修員候補者を推薦する等、プロジェクト活動への継続的な関与が期待される女性技術者が選定される等の取組みを行う。

（11）供与機材について

本プロジェクトでは、先行案件であるデジタル化技プロで供与された機材の一部を継続して本プロジェクトにおいても活用することをC／Pと確認している。事業開始後に、C／Pと同機材の状況（保管場所、運営維持体制）について確認のうえ、本プロジェクトにおける活用を検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1：高度ガス供給システムのためのデジタルデータベース及びシステム運用プラットフォームの整備

活動1-2：デジタルプラットフォーム更新のためのガス事業関連会社のデジタル化能力の開発

⁷ R/D等を参考に、具体的な活動内容についてプロポーザルで提案すること。

活動1-3：デジタルプラットフォームのマネジメントスキームの検討及び合意
 活動1-4：Bakhrabad－Demraパイプラインにおける防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクトの実施

② 成果2に関わる活動

活動2-1：GNLDCロードマップ実現に向けた、適切なGNLDC運営スキームの特定

活動2-2：GNLDCのマネジメントスキームの検討及び合意

活動2-3：ガス供給システムの一括監視・制御のために必要なデータ通信の提案

活動2-4：メグナガットRegulating and Metering Station（RMS）における遠隔メータリングのパイロットプロジェクトの実施

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：EHSマニュアルの作成支援

活動3-2：ガス供給設備の維持管理能力向上のためのTraining of Trainers（TOT）の実施

④ 成果4に関わる活動

活動4-1：選定地域におけるガス供給設備のメタン漏出量定量化及びMRV（測定、報告及び検証）計画を含む排出削減プロジェクトの調査の実施

活動4-2：ガスセクターの低炭素化戦略の策定

活動4-3：ガス供給システムに関する資金協力の検討

（2）本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	実施機関他プロジェクト関係者
参加者数	約10-15名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを事業完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では以下の対応を行う。
 - 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
 - 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、実施機関を対象とし、ガス供給ネットワークの安全管理能力及びデジタルシステムの運用能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 気候変動に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

- 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。推計対象は、上位目標（「2032年までに、デジタル化プラットフォームを活用し、EHS に従った Operation & Maintenance (O&M) 計画が実施され、City Gate Station (CGS)、Town Border Station (TBS)、District Regulating Station (DRS) の検知可能なガス漏出件数をゼロにする。」）の対象となるバルブステーションにおける削減量とする。尚、JICA Climate-FIT にはガスセクターにおけるメタン漏出量に関する推計方法について確立されていないことから、本プロジェクトの活動の一部である MRV 計画策定支援に基づき、本プロジェクト独自の算定方法を確立し、算出するものとする。算定方法については、気候変動対策支援ツールの共通項目に沿っていること。
- メタン漏出量の定量化にあたり、定量化技術に関連する技術や方法論について調査を行う。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。

- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後1.5カ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	業務開始から6ヶ月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	2027年1月、2028年1月	日本語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英語	製本	3部（日） 10部（英）
			CD-R	4部

- 事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

※ワーク・プランについては、実施機関と協議のうえ最終合意する。

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（事業完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1) GNLDC・デジタルプラットフォーム構築に関する技術提案書（データアーキテクチャ、運営スキームやデータ通信システムに関する提案等を含む）
- (2) Environment Health Safety (EHS)マニュアル
- (3) メタン漏出量漏出削減プロジェクトの提案書（漏出定量化調査結果、MRV計画含む）
- (4) ガスセクターの低炭素化戦略

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	メーカートレーニング	ガス関連機材メーカーの技術者による講義・実習	10回	定額計上
2	遠隔メータリングパイロットプロジェクト	遠隔メータリングパイロットプロジェクトに関する機材調達、据付	1ヶ所	定額計上
3	防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクト	防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクトの実施	1ヶ所	定額計上

	クト			
--	----	--	--	--

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。これらの機材調達にあたっては、専門的知見を要することから、発注者ではなく受注者が調達者となることが効率的と判断する。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	システムライセンス	ネットワーク資産管理のためのソフトウェア及びシュミレーションソフトウェアのライセンス（3年間）	1	供与機材	定額計上
2	メタン定量化カメラ	漏出メタンの定量化が可能なメタンカメラ	1	供与機材	本見積
3	TOT実習用機材	TOT実施時に必要となる設備パーツ等	1	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名： バングラデシュ人民共和国

案件名： ガス供給最適化及び排出抑制プロジェクト

Project for Gas Supply Optimization and Emission Prevention

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「当国」という。）では、2000年以降の平均実質GDP成長率が6%を超え、堅調な経済成長により2010年から2022年までの12年間でエネルギー供給量は約1.7倍、電力需要（TWhベース）は約2.5倍に増加している（International Energy Agency：IEA）。当国は電力供給の約7割を天然ガスに依存しており、2021年から2041年にかけての電力需要は9.3%の増加見通し（当国計画省、2020年）と、今後も更なるエネルギー需要の増加が見込まれている。

当国は、一次エネルギー源の過半を天然ガスに依存しているが、国産天然ガスの生産量は2017年を境にピークアウトし、2018年より液化天然ガス（LNG）の輸入を開始、2022年時点でガス供給のうち約2割を輸入LNGに依存している。LNG導入に伴い、国内ガス供給方法が「配分形式」から「需要ベース形式」に変更され、供給量・熱量調整を含め高度なプロセス制御システムが必要となったが、当国のガスネットワークのインフラ管理に必要なプロセスフロー図やルート図等の基本的な資産台帳の整備・更新が不十分となっている。また、既存インフラの老朽化に伴いガス漏れが頻発しており、慢性的なガス爆発事故や死傷者の発生に加え、国産天然ガスに対し高額な輸入LNGの過剰調達、二酸化炭素（CO₂）の約25倍の温室効果のあるメタン排出拡大を引き起こしている。

JICAは、安定的・効率的なガス供給システムとソフトインフラの構築、システムの適切な維持管理・運営のための人材育成や組織体制構築のため、技術協力プロジェクト「ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト（以下、「デジタル化技プロ」という。）」を2020年2月より開始している。デジタル化技プロでは、ガスネットワークシステムのデジタル化、設計基準・仕様の統一化、プロセス安全管理手法の導入等を主な活動としており、ガス供給ネットワークのデジタル化促進や、ガスネットワークの計画・運営の組織能力強化を実現している。他方、ガスネットワークシステムの高度なプロセス制御のためには、デジタル化技プロにて整備されたデータをシステム化し、上流（供給）から下流（需要）まで統合的に管理・運営する必要があり、これにより需要に応じたガス供給の最適化・効率化を図ることが出来る。そのためには、ガス需給全体の最適化を考慮した計画・設計・運用を行う機関となるガス中央供給指令所（Gas National Load Dispatch Center：GNLDC）の整備が必要となる。

当国は、2021年8月に国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）に提出した、更新版「自国が決定する貢献」（Nationally Determined Contributions、以下「NDC」という。）において、諸外国の経済援助を前提とした条件付きの貢献として2030年までに成り行きシナリオ（BAU）と比較し8,947万トンの温室効果ガス（以下、「GHG」という。）排出削減に加え、ガス配給網からのメタン漏出由来のGHG排出量を、クリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトを通じ2030年までに51%

減とする目標を掲げている。このような背景のもと、「バングラデシュ国ガス供給最適化及び排出抑制プロジェクト」の要請が行われた。

(2) 電力セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ

JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）では、堅実な経済成長をけん引するため、電力供給の安定化、エネルギー需給の最適化、低炭素化・カーボンニュートラルの推進に貢献する支援の必要性が高いと分析している。また、我が国の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針（2018年）では、「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を重点分野（大目標）と掲げ、電力・エネルギーの安定供給と同時に気候変動対策を含めた持続可能な経済成長を図る協力をを行う、としている。

JICA は課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ（資源・エネルギー）」や「グローバル・アジェンダ（気候変動）」により、エネルギーの脱炭素化を効果的に推進するための戦略作り、協力プログラム・案件形成等を重点的に進めており、「統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクト（開発調査型技術協力（2021年～2024年）」を実施し、当国の脱炭素化に向けた長期計画の策定を支援している。本事業は、ガスネットワークシステムから漏出するメタンガスの削減に寄与するものであり、当国の掲げる NDC の目標達成への貢献が期待される。また、JICA はこれまで、当国の安定的なエネルギー供給に向け継続的な有償資金協力事業を長年実施している。本事業との具体的な関係性については、「2.（4）附帯する円借款／海外投融資事業との関係性」を参照。

(3) 他の援助機関の対応

当国ガスインフラ整備については、アジア開発銀行（ADB）が1975年以降ガス輸送パイプラインやガス田開発に係る支援などを継続的に実施しており、具体的には、「Gas Transmission and Development Project（2005年承認）」や「Natural Gas Infrastructure and Efficiency Improvement Project（2016年承認）」にてガスパイプラインやコンプレッサー整備、ガス田調査等を実施している。近年では、国内需要家向けのプリペイドガスメーターの設置によるデマンドサイドマネジメントと省エネの改善を目的とした「Smart Metering Energy Efficiency Improvement Project」を2023年以降実施しており、ダッカ首都圏及びチッタゴン地域を中心にプリペイドガスメーターの導入を進めている。世界銀行（WB）は、2018年にガスセクターマスタープランの策定支援を実施。2023年には、ガス供給と最終消費の効率化改善によるガスセクターの炭素削減を目的とした「Gas Sector Efficiency Improvement and Carbon Abatement Project」を承認し、ダッカ首都圏を中心としたプリペイドガスメーターの設置や Pashchimanchal Gas Company Limited（PGCL）への SCADA（Supervisory Control and Data Acquisition）導入等の支援を進めている。これらのプロジェクトと密に連携し、効率的なガス供給システムが構築されるよう相乗効果を図る。

(4) 附帯する円借款／海外投融資事業との関係性

有償資金協力を通じた当国のガス関連事業への協力実績は以下の表1の通り、同国内全域に及ぶ。本事業において、有償資金協力を通じて導入されたガスメーター等の設備を含むガス供給システムの最適化を図ることにより、これらの有償資金協力により整備された関連設備が、当国の安定的なエネルギー供給の促進に効果的に活用され、開発効果増大に資する。

表1 有償資金協力に関する実績

案件名		LA調印年月／融資 契約承諾年度
1	ハリプール新発電所建設事業（円借款）	2007年12月
2	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業（円借款）	2013年2月
3	天然ガス効率化事業（円借款）	2014年6月
4	シラジガンジ高効率ガス火力発電事業（海外投融資）	2017年度
5	モヘシュカリ浮体式LNG貯蔵再ガス化設備運営事業（海外投融資）	2017年度
6	メグナハットガス複合火力発電事業（海外投融資）	2020年度

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、ガス供給システムのデジタル化のためのプラットフォーム構築及びGNLDC運用に向けた準備を行うことにより、ガス供給システムのデジタル化促進及び安全かつ環境負荷の小さいガス供給の実現に向けた運用体制の整備を図り、もってガス供給システムが最適化され、ガス漏出削減に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

バングラデシュ全域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：バングラデシュガス事業関連機関（Petrobangla、Gas Transmission Company Limited（GTCL）、全配ガス会社）

最終受益者：バングラデシュ全国民

(4) 総事業費（日本側）：

5.5億円

(5) 事業実施期間

2026年2月～2029年1月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制：

監督官庁：電力エネルギー鉱物資源省（Ministry of Power, Energy and Mineral Resources : MoPEMR）エネルギー鉱物資源局（Energy and Mineral Resources Division : EMRD）

実施機関：

- 承認・調整機関
 - Petrobangla
- ガス輸送会社（基幹ガス管網（Transmission Pipeline））
 - Gas Transmission Company Limited（GTCL）
- ガス配給会社（末端ガス管網（Distribution Pipeline））
 - Titas Gas Transmission and Distribution Public Limited Company（TGTDPCL）
 - Bakhrabad Gas Distribution Company Limited（BGDCL）
 - Jalalabad Gas Transmission and Distribution System Limited（JGTDSL）
 - Karnaphuli Gas Distribution Company Limited（KGDCL）

- Pashchimanchal Gas Company Limited (PGCL)
- Sundarban Gas Company Limited (SGCL)

協力機関：

- エネルギー関連規制機関
 - Bangladesh Energy Regulatory Commission (BERC)
- ガス生産会社
 - Bangladesh Petroleum Exploration and Production Company (BAPEX)
 - Bangladesh Gas Fields Company Limited (BGFCL)
 - Sylhet Gas Field Limited (SGFL)
- LNG 関連業務管轄機関
 - Rupantarita Prakritik Gas Company Limited (RPGCL)
- 気候変動対策・省エネルギー・再生可能エネルギー普及促進機関
 - Sustainable And Renewable Energy Development Authority (SREDA)

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約 72 人月）：
 - ガス供給システム計画・設計
 - ガス供給システムデジタル化
 - GIS (Geographic Information System)
 - 防食
 - 気候変動
 - LNG (Liquefied Natural Gas)
 - EHS (Environment Health Safety)
- ② 研修員受け入れ：

ガス中央供給システム、ガス漏洩防止、ガスメータリングシステム等視察、各 10~15名×2回
- ③ 機材供与：
 - データプラットフォームのためのシステム（資産管理ソフトウェアのシステムライセンス、資産管理ソフトウェアとシステム運用プラットフォーム連携のためのツール・システム開発のためのソフトウェア、GTCL の CP (Cathodic Protection) モニタリングシステムのためのソフトウェア及びデータロガー等)
 - パイロットプロジェクト用機器（計量システム等）
 - メタン漏出定量化カメラ

2) バングラデシュ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
 - プロジェクトオフィススペース
 - ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト（2026 年 1 月終了予定）にて調達された OA 機器やソフトウェア等の機材
 - カウンターパート職員の人件費・経費

- プロジェクト関連サイトへの立ち入り許可
 - クラウドサーバの契約及び費用負担
 - プロジェクト関係者のクラウドサーバへのアクセス権
 - デジタル化のためのパイプロケータ調査及び GIS データ収集調査の費用
 - 必要なデータや資料
 - パイロットプロジェクトのための機器輸入時の輸入関税（該当あれば）
- (8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動
本事業を通じて、有償資金協力により整備されたガスメータ等の設備を活用したガス供給システムの最適化を構築することにより、有償資金協力により整備された関連設備が効果的に活用されることから、表1に記載の既往有償資金協力案件の開発効果最大化に資する。
 - 2) 他の開発協力機関等の援助活動
2. (3) を参照。
- (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1) 環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2) 横断的事項：気候変動対策（緩和策）に資する。
 <分類理由>再生可能エネルギーの導入を支援しながら、本事業を通じて、ガス供給の最適化によりガス利用の効率化が図られるとともに、ガスネットワークシステムから漏出するメタンガスの削減に寄与することが期待されるため、気候変動対策（緩和策）に資する。後述のガス漏出件数をゼロにするバルブステーションにおける温室効果ガス削減量を案件実施の中で推計する。
 - 3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI(S)（ジェンダー活動統合案件）」
 <分類理由>カウンターパートのうち、先行案件における女性比率は9%で、実施した2度の本邦研修においては、研修員22人中女性の参加は0人であり、ガスセクター従事後における能力強化の機会が限定的であった。そのため本事業では、研修プログラムへの女性カウンターパートの参加を推進することで、女性技術者の能力強化を図る計画とし、本邦研修（全2回）へ各回1名以上の女性参加を達成することについて、カウンターパートと合意したため。なお、カウンターパートの各実施機関からプロジェクト活動への女性参加も推進する。
- (10) その他特記事項
最新の安全対策措置に従って渡航・活動を行う。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：ガス供給システムが最適化され、ガス漏出削減が実現される。
 指標及び目標値：
 - 2032年までに、デジタル化プラットフォームを活用し、EHS に従った Operation & Maintenance (O&M) 計画が実施され、City Gate Station (CGS)、Town Border Station (TBS)、District Regulating Station (DRS) の検知可能

なガス漏出件数をゼロにする（対象となるバルブステーション（CGS、TBS、DRS）についてはプロジェクト開始後6か月以内に設定）。

(2) プロジェクト目標：ガス供給システムのデジタル化が促進され、安全かつ環境負荷の小さいガス供給の実現に向けた運用体制が整備される。

指標及び目標値：

プロジェクト終了時（2029年）までに、

- ガス幹線及び配ガス管の中圧（ $\geq 140/150$ psi）以上をカバーする GIS マップ及び関連するデジタルデータ⁸が整備される。
- デジタルプラットフォームのマネジメントスキームについて関係者間で合意される。
- 全バルブステーション（VS）のうち、XX 箇所の漏出確認が行われる（具体的な数値はプロジェクト開始1年以内に設定）。

(3) 成果

成果1： ガス供給システムのデジタルプラットフォームの構築が促進される

成果2： GNLDC設立に向け必要な準備が推進される

成果3： ガス供給システムの安全管理能力が向上する

成果4： ガスセクターの低炭素化促進及びメタン漏出削減の方策が提案される

る

(4) 主な活動

<成果1： ガス供給システムのデジタルプラットフォームの構築が促進される>

- 活動 1-1： 高度ガス供給システムのためのデジタルデータベース及びシステム運用プラットフォームの整備
- 活動 1-2： デジタルプラットフォーム更新のためのガス事業関連会社のデジタル化能力の開発
- 活動 1-3： デジタルプラットフォームのマネジメントスキームの検討及び合意。
- 活動 1-4： Bakhrabad-Demra パイプラインにおける防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクトの実施

<成果2： GNLDC設立に向け必要な準備が推進される>

- 活動 2-1： GNLDC ロードマップ実現に向けた、適切な GNLDC 運営スキームの特定
- 活動 2-2： GNLDC のマネジメントスキームの検討及び合意
- 活動 2-3： ガス供給システムの一括監視・制御のために必要なデータ通信の提案
- 活動 2-4： メグナガット Regulating and Metering Station（RMS）における遠隔メータリングのパイロットプロジェクトの実施

<成果3： ガス供給システムの安全管理能力が向上する>

- 活動 3-1： EHS マニュアルの作成支援
- 活動 3-2： ガス供給設備の維持管理能力向上のための Training of Trainers（TOT）の実施

<成果4： ガスセクターの低炭素化促進及びメタン漏出削減の方策が提案される>

- 活動 4-1： 選定地域におけるガス供給設備のメタン漏出量定量化及び MRV（測定、報告及び検証）計画を含む排出削減プロジェクトの調査の実施

⁸ガス管やバルブステーションといったガス供給網を構成する資産情報について、ガスフロー図、模式図等デジタルデータ化したもの。

- 活動 4-2：ガスセクターの低炭素化戦略の策定
- 活動 4-3：ガス供給システムに関する資金協力の検討

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし。
- (2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

カンボジア国電力セクター育成技術協力プロジェクト（2016年度テーマ別評価）の教訓では、実施機関の1つであるカンボジア電力庁が、配電、送変電、火力発電に係る電力技術基準細則案を策定し、カンボジア電力公社が設備データベースの整備及びGISの導入を行った。規制等の策定と実際の設備導入という夫々役割の異なる2つの機関を対象とすることから両機関の連携の課題があったものの、組織上層部の強いコミットメントにより、事業の進捗に応じて適時に組織の整備が行われ、また今後の活動予算確保に向けた努力の約束につながったと指摘されている。本事業においても、関係機関が多岐に渡ることから、プロジェクトを統括するエネルギー鉱物資源局（EMRD）の積極的な関与や、強いコミットメントを確保すべく、EMRD次官補がJoint Coordination Committee（JCC）の議長として全体統括をする体制とすること等、実施体制を通じて各機関の上層部が事業に関与し、上位機関であるMoPEMRが取り仕切る形でプロジェクトが遅滞なく進行するようプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

バングラデシュの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致するものである。またSDGsゴール7「すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了3年後：事後評価

9. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
1) 相手国にとっての特徴

当国は、温室効果ガス削減のため、JICAが策定を支援した長期エネルギー供給計画である「統合エネルギー・電力マスタープラン」において、低・脱炭素社会の実現に向けた中長期のエネルギー政策の策定支援を行っており、本事業は、当国の低・脱炭素社会実現に向けた移行に貢献する事業であることから、国内外への広報価値は高い。

- 2) 日本にとっての特徴

我が国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、新興国における脱炭素化に向けた幅広いソリューションを提示し、国際協力を進めることとしている。本事業は、当国の化石燃料からクリーンエネルギーへの移行に寄与する事業であり、その具体的な取り組みの一つとなる。

- (2) 広報計画

プロジェクトホームページの開設・アップデートを通して、取り組みや進捗につき情報発信を行う。また、本邦研修時のメディア広報を行う。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：ガス供給システムに関する計画・設計、運用、デジタル化

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国、南アジア、東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年9月に契約を締結し、2026年11月までに現地渡航してプロジェクトを開始し、36か月後の2029年8月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 75.30 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.3を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、R/Dに記載されている専門家の専門分野に加え人事、組織、TSO運営の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ72回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- メーカートレーニング
- 遠隔メータリングパイロットプロジェクト
- 防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクト

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトの討議議事録（Record of Discussions: R/D）

2) 公開資料

- バングラデシュ国ガスネットワークシステムデジタル化及びガスセクター運営効率向上プロジェクト事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12394268.pdf>

- ▶ **バングラデシュ国統合エネルギー・電力マスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート**
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12387890.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) バングラデシュにおける安全対策措置 JICA は事業を実施している国毎に安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。現地渡航・業務実施前に「JICA の国別安全対策情報」ページ (<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>) から新規利用者情報の登録申請を行い、JICA 安全管理部によるユーザー名/パスワードをメールにて通知後、「JICA 国別安全対策情報ページ」 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/measure/index.html>) にログインし、国別安全対策情報をダウンロードしてください。バングラデシュ国の「国別の安全対策措置（渡航措置および行動規範）」や「国別の安全対策マニュアル

ル」、または「注意喚起情報」や「海外安全対策ハンドブック」を一読し安全対策に利用してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

437,955,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（102,061,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	メーカートレーニング	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	17,000,000円	メーカー技術者の出張旅費（航空券、日当・宿泊費）、謝金	再委託

2	遠隔メータリングパイロットプロジェクト	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	34,000,000円	パイロット実施のための機材、輸送費、据付、SV費	再委託
3	防食システムの遠隔監視・制御システムのパイロットプロジェクト	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	12,000,000円	パイロット実施のための機材、輸送費、据付、SV費	再委託
4	ソフトウェア及びシステムライセンス	「第2章 特記仕様書案第7条機材調達」	26,500,000円	ネットワーク資産管理のためのソフトウェア及びシミュレーションソフトウェアのライセンス（3年間）	機材
5	TOT実習用機材	「第2章 特記仕様書案第7条機材調達」	2,000,000円	TOT実施時に必要となる設備パーツ等	機材
6	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費		10,561,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月×2回及び5号1人月×2回で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.25人月×2回：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費161,000円×2回）	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)